

議 事 日 程 (1)

平成21年12月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 町長提出議案 第93号 芦屋町ボランティア活動センター条例の制定について
- 第4 町長提出議案 第94号 芦屋町町民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 町長提出議案 第95号 平成21年度芦屋町一般会計補正予算(第5号)について
- 第6 町長提出議案 第96号 平成21年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第7 町長提出議案 第97号 モーターボート競走用艇購入契約の締結について
- 第8 町長提出議案 第98号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第9 町長提出議案 第99号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第10 町長提出議案 第100号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第11 町長提出議案 第101号 遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の変更について
- 第12 町長提出議案 第102号 遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 第13 町長提出議案 第103号 指定管理者の指定について
- 第14 町長提出議案 第104号 指定管理者の指定について
- 第15 町長提出議案 第105号 指定管理者の指定について
- 第16 町長提出議案 第106号 福岡県遠賀郡芦屋町外二カ町競艇施行組合規約の変更について
- 第17 町長提出議案 第107号 福岡県遠賀郡芦屋町外二カ町競艇施行組合の解散について

- 第18 町長提出議案 福岡県遠賀郡芦屋町外二カ町競艇施行組合の解散に伴う財産処分について
第108号
- 第19 報 告 専決処分事項の報告について
第10号
- 第20 報 告 専決処分事項の報告について
第11号
- 第21 請 願 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願書について
第2号
- 第22 請 願 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書の提出を求める請願について
第3号

【 出 席 議 員 】 (13名)

1 番 益田美恵子 2 番 貝掛 俊之 3 番 田島 憲道 4 番 辻本 一夫
5 番 小田 武人 6 番 岡 夏子 7 番 今井 保利 8 番 川上 誠一
9 番 松上 宏幸 10番 本田 哲也 11番 中西 定美 12番 室原 健剛
13番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 古野 嘉子 書記 本郷 宣昭

説明のために出席した者の職氏名

町 長 波多野茂丸 副町長 安高直彦 教育長 中島幸男
会計管理者 野口浩俊 総務課長 占部義和 企画政策課長 鶴原洋一
財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大塚秀徳 税務課長 入江真二
環境住宅課長 守田俊次 住民課長 入江明徳 福祉課長 嵐 保徳
地域づくり課長 内海猛年 競艇施設課長 境 富雄 学校教育課長 鶴原光芳
生涯学習課長 本田幸代 病院事務長 小池健二

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成21年芦屋町議会第4回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、12月2日から14日までの13日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、6番、岡議員と7番、今井議員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第3、議案第93号から日程第22、請願第3号までの各議案、報告及び請願については、この際、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、請願の紹介議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。早速でございますが、本日提案しております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第93号の芦屋町ボランティア活動センター条例の制定につきましては、町民会館改修工事に伴い、2階の旧教育委員会事務室の一部にボランティア活動センターを設置し、町民のボランティア活動の健全な発展及び活動の促進を図るため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第94号の芦屋町町民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町民会館改修工事により、会議室の部屋数がふえるため、会議室名及び貸し付けする備品の変更を行い、あわせて使用料を規定するものでございます。

議案第95号の平成21年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,300万円増額補正するもので、歳入といたしまして、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金のほか、新型インフルエンザ接種県補助金、財政調整基金繰入金を計上しております。歳出といたしましては、新型インフルエンザ予防接種補助金などを計上するほか、繰越明許費として、地震・津波ハザードマップ作成業務委託、また、債務負担行為として芦屋小学校耐震補強工事実施設計委託を計上いたしております。

議案第96号の平成21年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入では、社会保険診療報酬支払い基金からの交付決定に伴い、前期高齢者交付金の増額を計上し、歳出では、保険者として同基金へ支払うべき、後期高齢者支援金の額が決定されましたので、その増額と調整のための予備費の増額を計上いたしております。

議案第97号のモーターボート競走用艇購入契約の締結につきましては、現在、使用しておりますモーターボート競走用艇が平成22年3月22日に登録切れとなりますので、新たに65隻購入するものでございます。

議案第98号の福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び第99号の福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少につきましては、平成22年2月1日から八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村が廃され、その区域が八女市に編入されることに伴い、各組合を組織する地方公共団体の数を減少するものでございます。

議案第100号の福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、前議案と同じように八女市への編入に伴

い、地方公共団体の数を減少し、広域連合規約を変更するものでございます。

議案第101号の遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の変更につきましては、平成22年4月1日から農業共済事業を再編することに伴い、同組合が共同処理する事務を変更し、組合規約を変更するものでございます。

議案第102号の遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分につきましては、前議案の組合規約を変更することに伴い、その財産処分について定めるものでございます。

議案第103号から105号までの指定管理者の指定につきましては、芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジャープールを芦屋町観光協会に、町内3カ所の老人憩の家を芦屋町社会福祉協議会に、それぞれ指定管理者として指定するものでございます。

議案第106号の福岡県遠賀郡芦屋町外二カ町競艇施行組合規約の変更につきましては、同組合の解散に伴う事務の継承について、地方自治法施行令第218条の2の規定に基づき規約により特別の定めをするものでございます。

議案第107号の福岡県遠賀郡芦屋町外二カ町競艇施行組合の解散につきましては、累積赤字を抱えている同組合の存続について、構成団体で協議を重ねた結果、組合を解散することとなったものでございます。

議案第108号の福岡県遠賀郡芦屋町外二カ町競艇施行組合の解散に伴う財産処分につきましては、同組合を解散することに伴い、その財産処分について定めるものでございます。

次に、報告案件でございます。

報告第10号の専決処分事項の報告につきましては、福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の合併に伴う広域連合脱退により、広域連合を組織する市町村の数を減少し、広域連合規約を変更したものでございます。

報告第11号の専決処分事項の報告につきましては、魚見公園なみかけ遊歩道側法面崩落防止工事について、契約金額を増額したものでございます。

以上、簡単であります但提案理由のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては、質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で、町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、7番、今井議員に、請願第2号の趣旨説明を求めます。今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

7番、今井でございます。

請願第2号改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願書の趣旨説明をいたします。

この闇金法を廃止するというのが、この根幹にあります。配付されております請願書の請願の要旨を読み上げて、提案理由にかえさせていただきます。

芦屋町議会が、国会及び政府に対し、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を提出することを採択していただくようお願いいたします。

記。1、改正貸金業法を早期に完全施行すること。2、自治体での多重債務相談体制の整備のための相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。3、個人及び中小事業者向けのセーフティーネット貸付をさらに充実させること。4、ヤミ金融を徹底的に摘発すること。この4項目が請願の要旨であります。

請願の理由につきましては、配付されております請願書に1から6まで書いておりますので、ぜひ委員会のほうで十分な審議、ご検討をお願いして請願書の提案理由といたします。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で、今井議員の趣旨説明は終わりました。

次に、1番、益田議員に請願第3号の趣旨説明を求めます。益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

おはようございます。請願第3号子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書の提出を求める請願でございます。

請願の要旨を朗読いたしまして、趣旨説明にかえさせていただきます。

細菌性髄膜炎は、乳幼児に重い後遺症を引き起こすなど、死亡に至るおそれが高い重篤な感染症で、その原因の75%がヒブと肺炎球菌によるものと言われています。細菌性髄膜炎は、早期診断が困難なこと、発症後の治療には限界があることなどから、罹患前の予防が非常に重要だと言われています。

また、医療機関においてワクチンの接種が可能となっても、任意接種であるため費用負担が大きく、公費助成や定期接種化など、子どもたちの命を守るための早急な対策が必要です。

そこで、細菌性髄膜炎の予防対策を図るために芦屋町議会としても別紙意見書を提出していただきますよう請願いたします。

請願項目1、2と挙げておりますので、ご拝読をお願いいたします。よろしく皆様のご審議お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、益田議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第3、議案第93号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

おはようございます。議案第93号についてお尋ねをいたします。

まあ、芦屋町内には登録者数241名でもって、10団体のボランティア団体があるわけですが、このボランティア団体は、連絡協議会と言われておるものでございますけれども、これが平成12年6月に立ち上げられておりますけれども、これとの整合性といいますか、まあ、ここに新たに条例制定されております、いわゆる、先ほど町長のほうからも提案理由の中で、町民ボランティア活動の健全な発展、云々ということで、いわゆる芦屋町ボランティア活動センターが設けられるわけですが、この位置づけをちょっと、ご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

社会福祉協議会のほうでは、ボランティア連絡協議会ということで、今、議員がお話しされましたメンバーの方が登録されていらっしゃる。

芦屋町が今から、活動しようとする、やろうとするボランティア活動センターというのは、もちろん、そういう方も対象でございますし、それ以外にも団体の方、あるいは個人、団体に所属しなくて、個人的にボランティア活動をしたいという方、そういう方を支援していく、育てていく、そういうことを考えております。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

単純に考えますと、芦屋町には、そういう、まあ、団体ではありますけれども、10団体、241名の方々が芦屋町の中でボランティア活動をされているわけですが、新たに、こういう形のを立ち上げなければならない、私の意見は、あんまり申し上げませんが、位置づけがどうも、はっきりしないなという気がいたしております。

将来的に、この芦屋町が立ち上げるボランティア活動センターと、いわゆる、ボランティア連絡協会である、芦屋町手をつなぐりぼんの会、これが将来的には一体化されるような予定があるのか、どうなのか、その点もちょっとお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

それは今後、りぼんの会の方とかのお気持ちもあると思います。で、うちのほうで強制的にや

っていくというものではありません。社会福祉協議会のほうとは、連携しながらやっていくというのは間違いございません。りぼんの会は、主に福祉の分野がメインになってるんじゃないかなと思いますけど、まあ、現在求められているボランティアというのは、福祉のみではなくて、教育や文化、スポーツ、子育て、防犯など、かなり広い分野になっております。それで、うちのほうとしては広い分野の中で考えていき、その中に、また、もちろん、りぼんの会の方も、うちのほうとの連携もとられることと考えております。うちのほうとしては、いろんな方とかかわっていきたい、一緒に協働のまちづくり目指して、一緒にボランティア活動を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、本田課長が説明いたしました、ちょっと補足という形で、私のほうからお答えいたしたいと思うわけでありましたが。

そもそも、このボランティア活動センターの条例につきましてですが、先ほどご説明申し上げましたように、今課長も答弁いたしました、現在、芦屋町ボランティア団体が社会福祉協議会の中で、主に福祉という形の中で活動していただいておりますというのは、もう認識しておるわけですが、いろんなご意見がございまして、今世の中の情勢が変化して、団体というよりも個人個人の、いわゆる、価値観とか、ライフスタイルとか、そういうものが急激に変化しております、私は団体に所属してないけど、結局この時間に缶拾いぐらいだったらできますよ、それから、花づくりならできますよとか、そういう方が非常に、今ふえてきておると、団体には入りたくない。それで、いろいろした中で、早く言えば登録制というか、ボランティアの登録制みたいな形の中で、じゃ、こういうのがありますよ、じゃ、これでお手伝いしていただけますかというような形でやっていただきたいということが一つであります。

それから、さっき課長も言いましたように、究極の趣旨というのは、やはり協働のまちづくり、今、各区の区長さん方、ご苦勞いただきまして、自治区加入の促進について、ご尽力をいただいておりますが、この辺につきましても、いろんな、こういうボランティアを通じて、コミュニティーを拡大していくということも、一つの目的であるわけでありまして。

それと、もう一つの目的は、拠点づくり。自分が何か、こうボランティアしたいと、お年寄りのため、子どものため、地域のため、環境のため、そういうときに、やはりお見えになるのは役場だと思うんですよ。じゃ、役場でそういう行政上の話をしても、なかなか相手にご理解いただけない。そこに来ていただければ、お話を聞いて、そして、そこでグループができ、そこで談話

をしたり、じゃ、今度は1人が2人に、2人が3人になり、また小グループのボランティア団体ができるのではないかというような、そういうようなコミュニティーの拠点としての位置づけも意味しておりますので、その辺ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

所管課長あるいは町長のほうから、るる、今説明をいただきましたけれども、いずれにいたしましても、ボランティア連絡協議会、りぼんの会と、この新しく立ち上げられる芦屋町のボランティア活動センター、これの目的、それと事業、業務といたしますかね、ここら辺は非常に似通ったわけですね、社協が今まとめております、りぼんの会の内容と、そうそう差はございません。ないと私は理解しておりますが、そういう背景がございますので、将来的には、一つになるような形で運営されることを、ひとつ、望むわけですが、いずれにいたしましても、現在ある、りぼんの会、この中にも、やはり太鼓の会のボランティアの方も加入されておりますので、福祉一本ではございませんので。そういう形のものでありますので、十分に連携をとっていただいて、いい方向に行くように、ひとつよろしく願いしておきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

関連でございまして、この芦屋町手をつなぐりぼんの会におきましては、私もボランティア活動センターをぜひ芦屋町にも設置していただきたいという一般質問をした経過がございます。

当初、町民会館にお願いしたいなと思ったんですが、当初は、教育委員会も入ってありましたし、場所的にも、ないということで、私たち個人的には、「あしの会」というのを発足させて、これは単独でやっても意味がないからということであの当時の吉浦課長と相談いたしまして全体的に、個々の的には、たくさんのボランティア団体がありましたけれども、全然、顔が見えない、だから、ぜひこれは一本化をしていただきたいということで、当時の吉浦課長が社協との折衝の中で、芦屋町手をつなぐりぼんの会というのが発足いたしまして、そこから、いろんなところに、要請があれば出ていくということで、当面は社協に籍を置きましょうということになったわけですが、社協といたしましても、本来だったら行政側でというご要望があったようですが、なかなか、それもままならなかったようでございます。それで、やはりボランティア団体におきましても、いろんなメルヘンの団体とかいわれる方は、大きな荷物とか、やっぱり置く場所とい

うのも大変必要になりますし、その点において、恐らく、社協には置けませんし、今後の課題として、今、小田議員さんからもお話がありました。何としても、これは連携を取り合って、どのようにすることが一番いいのかを、やはり詰めていかななくてはいけないんじゃないか、その点においての社協との協議というのはなされたのかどうか、お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

社会福祉協議会との打ち合わせ、連携ということで、これをつくるにおいては何度も協議を重ねております。また、社協の職員の方と、またりぼんの会とも話し合いを行いまして、その結果、これを芦屋町がセンターを設置することによって、町民の皆さんにとってもいいこと、そして、社会福祉協議会にとっても、もっと盛んにできるというか、活発になるんじゃないかなということで、そういう形で話し合いを進めております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

私は、喜ばしいことだと思っております。これは、先ほど町長も言われましたように、協働のまちづくり、また拠点づくりということで、やはり、ボランティア室、議案第94号にも会議室というのがありますが、これが、いずれは社協との連携がスムーズにいて町民会館のボランティアセンターのほうに、そういった会議室が設けられれば、ありがたいなど。水巻町においては、図書館の中にボランティア室というのがありまして、そこで常に会議を行っておられるようでございますので、もっと、よりよいものにできるように、今後連携を取り合って、ボランティア活動、皆さん参加しやすいような方向性にもっていただければなど、このように要望して終わります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

第1条に、町民ボランティア活動の健全な発展及び町民の自主的かつ自発的な活動の促進を図ると、こういったことがうたっております。

今の説明を聞きますと、社会福祉協議会がやられていたような福祉だけではなく、さまざまな活動ボランティアの拠点になっていくという、そういった位置づけで伺いましたけど、ただ、

私はボランティア活動という点においては、ただ単に、町内だけのボランティアではなく、例えば、大きく言えば、地震が起きた場合とか、また水害、また油の流出事故とか、そういったことが全国的にも、今までも起こりましたが、そういったときには、全国から多くの若者とか、そういった方々が駆けつけてボランティア活動として、そういった支援をしてきました。そしてまた、世界的に見ても、世界のいろんな災害、そういったところで日本の国から、国民の方々から物資の支援とか、そういったこともボランティア活動として行われています。

ただ、この中身を見ますと、そういった芦屋町のボランティアだけではなくて、広く目を広げたところのボランティアについては、どういったふうに考えられているのかというのが、なかなか見えないところがあります。こういった町外の、そういった災害に対するボランティア活動に対しても連携して支援をしていくという、そういったこともなされるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

今、議員おっしゃいましたことは、大変大事な問題だと思って認識をしております。

当初、これスタートする形でございますから、コーディネーター機能をどう発揮するかということが、非常に大事だと思っておりまして、そういう人員も配置するようになっております。したがって、今後、そういうことが十分起こりますから、その際に、そのコーディネーター機能を発揮して、どういう連携をとっていくかという、そういうことも研究しながら、前向きに検討したい、大変、雑な説明ですけども、そういう形でやっていきたいというふうに思っています。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第93号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第94号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第94号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第95号についての質疑を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

前後するかもしれませんが、まず12ページの衛生費として、先ほど町長からも提案理由の説

明でありましたが、新型インフルエンザの予防接種の補助金というのが挙がっております。それで、これは県のほうの支出金と一般財源と分かれておりますが、これの内訳をまず教えていただきたいということと。

次の14ページの土木費にあります土木総務費、国道490号線改良工事グレードアップ負担金、これは芦屋橋のことなのか、ちょっと所在を、まず最初に確認をさせていただきたいということと、この件に関しての、町からの、この200万円というのは負担金ということでは、割合的なもの、できれば、まず最初の質問でお答えいただけたらと思います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明德君

新型インフルエンザの予防接種補助ですが、これ、新型インフルエンザについては、2回接種ということで当初なっておりました。で、1回目の接種料金が3,600円で、2回目が2,550円です。合計、1人当たり6,150円かかるわけですが、これにつきましては、生活保護世帯と町民税非課税所帯については、町と国と県で補助しましょうということで、芦屋町としては、一応6,150円の1,400人分を予算として上げております。そのうち、岡議員も言われたとおり、国、県から4分の3が補助金として入ってくるような状況です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

現在、施工しております芦屋中学校のグラウンドから町営の駐車場、この国道の工事をやっておりますけども、その天理教側、要するに芦屋基地側につきましては、現在、インターロッキングが施工されております。芦屋中学校側の歩道につきましては、普通の舗装がされておるわけですが、これを環境づくりということを踏まえまして、両方の歩道帯のカラー舗装をやるということで、県との協議の中で、インターロッキング側のほうにつきましては、在来がそういう状況になっておりますから、これにつきましては、すべて県工事で実施しますが、芦屋中学校のグラウンド側のほうにつきましては、グレードアップということで、芦屋町の負担が伴います。まあ、一応、協議のときには、そこ100%ということでお話があつておったわけですが、全体で金額としましては、グレードアップ分が400万円ほどかかります。協議を重ねまして半分の、2分の1、200万円を芦屋町がグレードアップ分として、負担をすると。面積的には、約1,000平方メートルぐらいがございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

インフルエンザの予防接種の補助金の内訳はわかりました。

それで、これは関連としてですが、今まさに学校現場とか、それぞれの施設、幼児も含めてインフルエンザが猛威を振るっているんですが、いろんな課題なり、問題点とかいうのは、日々、新聞やテレビなどで報道されていますが、ちょっと2点だけお尋ねしたいのは、いろいろ、この間、国の対応の遅さとかいうことで、特に、学校現場とか、いわゆる保育園、幼稚園に通っている児童、あるいはその保護者に対する、いわゆる働いている方々、保護者ですね、子どもが学級閉鎖、学年閉鎖のときのフォローはどのようになっているのか、ちょっと所管が違うかもしれませんが、そのことと、実際、ワクチンがかなり不足しているということで、それぞれのところで季節性のワクチンとか、そういうのをしようと思っても、実際足りないという状況ですが、ひとつ、こう最近、私、ちょっと新聞で見たような気がするんですが、県のほうが後半のほうで接種する子どもたちのワクチンを2週間早めるみたいなことの報道がされてたんですが、そこら辺はどうなっていますか、その2つだけ、すいません、関連質問でお答えできればと思います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 鶴原 光芳君

小学校が、先月やっぱり非常に多くの児童が罹患したというような感じで、学年閉鎖なり学級閉鎖が今かなり出ていました。そのときの対応ということなんですけれども、当然父兄に対しては、学校から文書等でいつからいつまで休みますよと、それから月曜日、即休みということはありませんので、当然、子どもの出席状況あたりを見て、じゃあ、この学級は危ないよといったときには、午前中までの授業にして昼から帰らせますよといった対応をとっておるわけですけども、父兄に対して特段その辺のフォローといいますか、その辺のところは実際のところはできておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

もう1点、住民課長。

○住民課長 入江 明德君

ワクチンの関係ですが、一応、10月23日から福岡県としましては、医療従事者と、その後、基礎疾患を持っている1歳から小学校、順でやっております。一番新しい11月26日の県から通知来たんですけど、一応、12月3日からは、基礎疾患と、それから1歳から小学校3年まで、

それから12月16日から1歳未満児の保護者、それから小学校4年から6年までということで、若干、前倒しでやっております。

それと、当初は、2回接種が必要だろうということだったんですけど、ある程度、13歳以上については、1回の接種でいいんじゃないだろうかということになっておりますので、最初、ワクチンとしては7,700万人分しか用意しておりませんで、それが2回接種でしたので、これも1回接種になりますと、ある程度、ワクチンを受ける、接種の方がふえるんじゃないだろうかとは思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

ワクチンのほうはわかりました。

私が、保護者への対応というか、支援というか、その件については、例えば、もちろん学級閉鎖などになりますと、全員が帰るということになりますよね、もちろん、連絡をとった上で。それでも、これが3日とか4日とか休みがありますと、働いていらっしゃる場所の親御さんのいろんな対応というのは、いわゆる個々人でやってくださいということだったのだと認識しますが、では学童保育のほうですね、学童保育のほうは学年だとか、学級閉鎖ですと、一同に帰りますよね、しかし通常の授業自体ですと……

○議長 横尾 武志君

岡議員。質疑からちょっとずれてきています。

○議員 6番 岡 夏子君

関連で。

○議長 横尾 武志君

後日、委員会を予定していますので、そのときにお尋ねください。

○議員 6番 岡 夏子君

はい、結構です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

すみません、11ページなのですが、私たちの担当委員会ではございますが、私が9月定例議会で一般質問もさせていただいておりましたので、ここに民生費で4目子育て応援特別手当交付事業費の中で減額されておりますので、その可決されているものが、今回すべて減額という、そ

の理由と、それによります芦屋町で事務取扱交付金がございますが、これがどのようになるのか、使った費用がどれぐらいなのか、よろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 嵐 保徳君

それでは、お答えいたします。

子育て応援特別手当交付金事業ということで、これ、9月定例会でやるということでお願いしておりまして議決をいただきました。その後、政権が変わりまして、これは民主党の子ども手当ということに振りかわるとということで、これが実施しないという旨が県を通じて来ましたので、この分につきまして、すべて落とすということでございます。

したがいまして、予算もすべて落としますし、つくっておりました要綱も廃止の手続をしておるところでございます。

なお、この経費につきましては、一部の自治体では、例えば電算処理とかいうことで、もう前倒しでちょっとやっているところがございますが、芦屋町におきましては、手をつけておりませんでしたので、予算措置しておりました経費につきましては、全額落とすものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第95号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第96号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第96号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第97号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第97号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第98号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第98号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第99号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第99号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第100号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第100号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第101号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第101号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第102号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第102号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第103号についての質疑を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

103号の指定管理者の指定について、これは海浜公園の指定管理者の指定なんですけど、この、まあ、3つ続いているんですけども、観光協会が海浜公園レジャープールやっておりますが、この3つがどのようにして決まったかということが、ちょっと知りたいんですが、当初3年間の指定管理者制度ということで決まっております、22年度からは5年間ということになっております。この指定管理者に指定するまでの、この間の経緯を、概要だけでも結構ですので、まずお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

指定管理者に関する選定については、私どものほうで選定の委員会を設置いたしまして、選定をしたところでございます。それについては、2回ほど会議を催しております。

で、第1回目の会議につきましては、これは先ほど103号、104号、105号、3つのことについて選考したということでございまして、社会福祉協議会、それから観光協会ということ

で、まずは、その3年間で指定したわけでございます。今年度が、3年目ということになりますが、2年間の業務について、その委員会として評価を行って、22年度以降の指定管理者の公募、または公募によらない選定方法について、意見を聞くために、まず第1回目の会議を開きました。

その会議結果でございますが、指定管理者評価シートに基づきまして管理、運営、実績ということで、委員会として22年度以降も引き続いて指定管理者が業務に当たることを妨げるものではないということで、公募以外の方法でやるという方法はしないという考え方を、第1回目で集約していただきました。

で、第2回の委員会の中で、適当かどうかということで判断をしたわけですが、これは事業計画表に基づいて判断をしたというところでございますが、その結果でございますが、指定管理者の候補者として適当であるという判断を選定結果としてまとめました。

ただ、その中には、附帯意見がついておりまして、それぞれの事業計画書が提出されておりますが、若干、具体性に欠けているのが見られると、このため、いろんな意味で目標を定めるなど、具体的事業計画及びスケジュールを策定することが必要であると、その上で毎年実施した内容を検証して、それを評価して、改めて次年度以降の具体策及びスケジュールを作成して、事業推進に取り組むことという附帯意見をつけられまして選考委員会を終了したというものでございます。これに基づいて、町長に具申をしたということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

一応、今進行上は、海浜公園の103号だけになっているんですが、先ほども課長も説明いただきましたように、3つをまとめて審議していただいたということになっているようですが、まあ、そういう具体的な附帯意見というのは、当然22年度からの事業に反映されるものと思っておりますが、これが今後5年間ということになりますと、当然、いわゆる5年目あたり、今と同じようなやり方で5年目にかかるところで、また次をどうするかというふうに、いわゆる丸4年間のところでは、それぞれ内部で計画書をつくったり、当然これは予算、決算にも反映してきますけれども、そういうところで内部で評価なり、検証なりしていくということになるんですよね。いわゆる5年間といいますと、この間が3年間だったのが、実際2年間の事業評価で、そういう判断をいただいたということであれば、今後5年間になりますと、また、その最終年度のところで判断していただくための選考がなされるということになるんですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

今の附帯意見も含めまして、そのことにつきましては、担当の所管に通知しております。したがって、そのような形で実施していただけるだろうというふうに考えております。一応、今回は5年間ということですので、議決を経て5年間の指定管理者が実施されるであろうと考えておりますが、その後については、また改めてきちっと評価をした中で選考していきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第103号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第104号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第104号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第105号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第105号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第106号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第106号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、議案第107号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第107号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、議案第108号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第108号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、報告第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第10号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、報告第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第11号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、請願第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、請願第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第3号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第93号から日程第18、議案第108号までの各議案及び日程第21、請願第2号並びに日程第22、請願第3号については、別紙のとおり、それぞれの常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、一般質問の通告は、本日の午後3時までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

お疲れさまでした。

午前10時58分散会
